令和元年度イノシシ保護及び管理に関する検討会の意見への対応及び追加の改定内容

1. 令和元年度イノシシ保護及び管理に関する検討会の指摘とその対応

| 項目 | ページ | 意見 | 対応 | 対応 ページ |
|--------------|--------------|--|---|----------------|
| I. 2. (1) | 2 | 実際の分布状況は、被害状況や捕獲の状況からもっと広がっていることを注意喚起すべき(平田)→資料1に対する指摘で、ガイドラインでは既に文章で記載はある。 | I.2.(1)1)に 2014 年以降も分布は拡大傾向であり、青森県等で 捕獲や目撃がなされている旨を記載済み。 | p. 3 |
| | 2 | 個体数推定に使用した密度指標を記載すべきである。(横山) | 捕獲数と捕獲効率(捕獲数/狩猟者登録数)を密度指標とした旨 を記載 | p. 5 |
| | 2 | 密度指標のデータを取る重要性について記載すべきである。 (横山) | 「III. 2. (11)モニタリング等の調査研究」の項で記載 | p. 31 |
| | | 出没が数回発生した際には、関係機関(警察と捕獲する側)が事前に具体的な危険レベルを調整しておく必要性を記載すると良い。事前協議する際の具体的な協議事項を示すべきである。(坂田) | 事前協議すべきことは記載ずみ。具体的な協議事項はなにか? →情報収集・連絡体制、出没時の対応方法等 | |
| 1.3. | 5 | 特に大都市では出没に対する危機感が薄い。出没初期に行う対応のポイントを示すと良いだろう。 (小寺) | 出没頻度が低い段階あるいは増加し始めた段階での対応について 追記 | p. 12 |
| (4) | | 出没の兆候をモニタリングし、出没を抑制することが最も重要であることを記載すべきである。予防の観点に重点を置くべきである。 (横山) | 左記の内容を追記 | p. 11 |
| | | 市街地に出没した際の細かい対応 (行動) (イノシシを追いかけて興奮させない等) について記載できると良い。 (横山) | 参考となる出没対応マニュアルを参考文献に挙げている旨を記載 →香川県、長崎県のマニュアルを参考文献に掲載 | p. 12 p. 67 |
| I. 3. (5) | 5 ~ 6 | CSF の感染拡大防止・まん延予防には、生息密度の低減、個体群の抗体保有率の上昇、養豚場への接近防止(バイオセキュリティ | 左記を追記 | p. 12 |

| 項目 | ページ | 意見 | 対応 | 対応ページ |
|-------------------|-----|--|--|-------|
| | | レベルの向上)の3つの方法を組み合わせて対策を実施すること が必要であるため、残りの2つの追記をお願いしたい。(小寺) | | |
| | | CSF を特出しにするのではなく、分布拡大や市街地出没の頻発により感染症リスクが増すことを前段でもう少し強調すべきである。(平田) | 人獣共通感染症への感染リスクが増加している旨を追記 | p. 12 |
| | | 人獣共通感染症の危険性について記載を増やすべきである。 (平 田) | 同上 | p. 12 |
| | | ダニの危険リスクとして、SFTS だけでなくダニ媒介性の疾病と 記載した方が良い。(横山) | 左記を追記 | p. 13 |
| II | 9 | ここで示されている項目は全て記載する必要があるのか。記載内容にはメリハリをつけて良い旨を記載すべきではないか。特に、 2)生息環境については記載項目すべてを網羅するには相当の労力を要する。(坂田) | 2)生息環境については、イノシシ管理に特に関連する項目に絞った上で、都府県の状況に応じて選択して記載する旨を記載 | p. 17 |
| II. 2. (1) | 9 | 目的をイノシシの「根絶」とすることは可能なのか。(小寺) 特定計画の目的は、鳥獣保護管理法の目的から外れないものとる旨を留意点として追記 | | p. 16 |
| II. 2. (5). 1) | 12 | ②:毎年密度指標を把握することが重要であり、最初の一段落目の最初の3行はいらないのではないか。二段落目だけで良いと思う。変動があるからこそ年内でどの程度変動するのか、年次的にどの様に変動するのか把握するのが重要であるが、(11)の項で良いかもしれない。(横山) | 指摘の部分を削除 | |
| | 12 | ③:繁殖個体を捕獲できているかが重要である。どのような個体がどこで捕獲されいるかの情報が必要である。(平田) | 繁殖可能な成獣と追記 | p. 18 |

| 項目 | ページ | 意見 | 対応 | 対応ページ | |
|--------------------|-------|---|---|-------|--|
| | 12 | ③:体重が重い個体ほど多胎になっているというデータがあるため、そのようなデータがあると良い。生態学的データを積極的にとり個体群の評価をした方がよいのではないか。(小寺) | 現段階で体重が重いと多胎であることが具体的にモニタリングに 活用されるイメージがつかないため保留 | | |
| II. 2 . (5). 3) | 14 | 捕獲地点は緯度経度で取るべきである。(坂田) | 表皿-2-1の捕獲位置情報に(移動・経度も収集することが望ましい)と追記。 資料編のモニタリングの項にも追記 | p. 31 | |
| II. 2. (5) . 4) | 14 | 市町村の被害防止計画との整合性を持たせるためにも、「都道府 県が取りまとめている」と記載はあるが、 被害防止計画から転 鳥獣被害防止計画の記載内容を参考にして整合性を図る旨を追記 記・参考とするという記載が良いのではないか。 (平田) | | | |
| | 17 | 図 II-2-1: Output の部分が施策の目標・指標となっているが、 結果ではないか。Output は出たものであり、目標では何も出て こない。(小寺) | 図を修正し、I.3イノシシ管理の考え方に移動 | p. 9 | |
| II. 2. (7) | 17~18 | 構成について、図 II-2-2、II-2-1 は各項目に対応し特定計画の すべてが盛り込まれているが、掲載場所は(7)で良いのか。 (坂田) | 図Ⅱ-2-1 は修正して移動。図Ⅱ-2-2 は目的・目標を色分け | p. 24 | |
| | 18 | 人材の育成と教育という概念がガイドラインから抜けている。一項目を立てるか、図 II-2-2 のベースにこれらの人材育成・教育について書き込むべきである。また、国、県、市町村等で研修会を開催しているので、それらの活用についても推奨するのが良い。(平田) | (8)1)に、担い手の確保・育成について記載 | p. 27 | |
| II. 2. (8) . 1) | 19 | ①:成獣メスを優先的に捕獲するとの記載について、概念は良いが現実的な方法はない。群れ捕獲、複数の捕獲手法の導入やそれらを組み合わせた捕獲強化対策の実施、捕獲時期の工夫等の記載を盛り込んだ方が良い。(横山) | 左記を追記 | p. 25 | |

| 項目 | ページ | 意見 | 対応 | 対応 ページ |
|--------------------|-------|--|---|----------------|
| II. 2. (8) . 2) | 20 | 従来の捕獲対策に加え、指定事業の戦略的な実施方法などを記載 したほうが良いのではないか。より高度な捕獲者を育成するとい う概念も加えると良い。 (平田) | 以前、記載していた指定事業の活用例を記載 | p. 27 |
| II. 2. (11) | 23~24 | モニタリングの項目としてこの部分で整理するのは良いと思うが、前半部分でもモニタリングについて記載があり重複感がある。(5)現状の部分で「このモニタリングの結果を示す」と記載があったほうが分かりやすい。(5)現状と(7)目標と関連性が高いので、一体にして記載できれば良いと思う。どちらかひとつで説明し、説明しない方については「P. ●で示している結果をここに記載」という形でリファレンスの関係が明確に分かると良いかもしれない。(坂田) | (5)に「なお、「(5)現状」の記載内容を基に、次項の「(6)特定計画の評価と改善」で、現行の特定計画を評価することから、特に生息動向、捕獲状況、被害状況及び被害防除対策の実施状況については、現行の特定計画の期間にモニタリングを実施した結果を中心に記載する。」を追記。 (11)では「モニタリングは、特定計画の策定時の現況把握(「(5)現況」に相当)と、特定計画の改定時の特定計画に基づく施策の評価・改善に必要となる。ここでは後者の次期特定計画を評価するために実施するモニタリングとして、管理の目的に対する目標、実施する施策を評価・検証するための目標のそれぞれに対応したモニタリングを実施することが必要であり、実施するモニタリング手法の種類、実施期間と頻度、実施規模といったモニタリングの計画を記載する。」に修正。 | p. 17 p. 30 |
| II. 2. (12). 1) | 25 | ③:「効率的な体制を検討する」とあるが、住民自ら行うのは難しいため、「行政と連携すること」とすべきである。また目撃や出没情報を行政に上げる役割も明記すべきである。(横山) | 左記を追記 | p. 34 |
| | 25 | 市街地出没については市町村の役割が大きく、それらについても 整理して記載が必要である。(坂田) | 市町村の役割を追記 | p. 34 |

| 項目 | ページ | 意見 | 対応 | 対応ページ |
|---------------------|-----|--|--|-------|
| II. 2. (12). 3) | 27 | 人獣共通感染症のことを触れなくてよいか。ダニ媒介性の疾病の 危険性もあり、捕獲強化をするのであれば捕獲従事者の安全確保 の観点から感染症対策について十分注意が必要である。(小寺) | 人獣共通感染症への注意喚起の必要性を追記 | p. 39 |
| II. 2. (12) . 4) | 29 | ③:狩猟等で捕獲したイノシシを飼養した場合は動愛法かもしれないが、イノブタの飼育は家畜伝染病予防法になるのではないか。分布や感染症拡大の防止の観点から責任が持てない場合は飼養について追記養すべきでないことを伝えるべき。(平田) | | |
| III. 1. | 30 | 表 III-1-1:目的別に示した方が良いのではないか。密度指標と被害情報、出没情報がまずは重要。カメラトラップ調査、くくりわなの捕獲効率、痕跡調査が密度指標となり得るという調査結果が出ているので、引用してもらえればと思う。(横山) | Ⅲ.1.イノシシの管理に関するモニタリング方法を変更。密度指標収集の重要性を記載 | p. 53 |
| III. 2. (2) | 37 | イノブタは交配した豚により外貌は異なるので最後の段落は削除 すべき。文献を精査する必要がある。(平田) | 削除 | |
| | 37 | イノブタと書くと家畜法に触れるため安易に書くべきでない。必要な文章でなければ削除が良い。(横山) | 削除 | |
| 111.2. | 37 | 1 行目、「オスはこの時期…動きまわる。」は伝聞である可能性が高いため削除すべきである。手持ちの引用すべき文献を提供する。(小寺) | 削除 | |
| III. 3. (2) | 46 | 図 III-3-5:狩猟中の事故は含まないこと明記すべき(小寺)→ 資料 1 に対する指摘 | 左記を追記 | p. 49 |
| | 46 | 図 -3-5 : 兵庫県は餌付け個体による人身事故のため注釈が必要である。 (横山) | 左記を追記 | p. 49 |
| III. 3. (3) | 48 | 捕獲数に、過去 10 年の都道府県別捕獲数一覧の表があると、近 隣県の状況が分かり良いだろう。 (平田) | 表の追加 | p. 50 |

2. 追加の改定内容

(1)追加改定のポイント

①感染症関連

- ・感染症対策の観点での鳥獣管理の役割を明記
- ・特定計画の目的及び目標に感染症対策も含まれ得ることを明記
- ・捕獲等に関する配慮事項、注意すべき感染症に関する情報を追加

②抜本的な捕獲強化関連

- ・半減目標達成のためには捕獲強化の継続が必要
- ・捕獲強化を進めるためには、毎年の捕獲目標の設定・見直しが必要
- ・捕獲結果を評価し、翌年度の以降の捕獲計画に反映する具体的な手法
- ・生息密度や捕獲結果を踏まえ、特に優先的に捕獲を実施すべきエリアを選定

(2)改定内容

| 項目 | 改定の ポイント | 改定内容 | 対応 ページ |
|------------------|-------------|---|-----------|
| I 本ガイドラインの目的と背景 | 捕獲強化 | 「(1) 2) 推定個体数」に、個体数推定の結果から、半減目標達成には引き続き捕獲の強化 が必要であることを記載。 | p. 5 |
| Ⅱ イノシシ管理の基本的な考え方 | 捕獲強化 | 目標と指標とそれに対応するモニタリングの関係が一目で分かる図を作成。 | p. 10 |
| | 捕獲強化 | 「3優先度を踏まえた対策」として、生息密度や過去の実績を踏まえ優先的に捕獲を行うべき エリアを選定することを記載。 | p. 11 |
| | 感染症 | 「6豚熱(CSF)を始めとした感染症対策の徹底」に、感染症対策についての記載を追記。 | p. 12 |
| Ⅲ 計画立案編 | 感染症 | 「2(1)計画策定の目的及び背景」で、人と鳥獣の適切な関係の構築には感染症対策も含まれることを記載 | p. 16 |
| | 捕獲強化 | 「2(1)計画策定の目的及び背景」で、半減目標や全国の個体数推定の結果も踏まえる事を 留意点に追記。 | |
| | 捕獲強化 | 「2(6)計画の評価と改善」に、捕獲数のアウトプット目標が達成できていない場合や、達成していてもアウトカム目標の密度や被害の指標が下がらない場合、その要因をどのように把握し、次年度の実施計画にどのように反映すれば良いのか記載。 | p. 21 |
| | 感染症 | 「2(12)その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項」に、捕獲における防疫措置や 研修等を行う際の感染症への配慮の必要性を記載。 | p. 39 |
| IV 資料編 | 捕獲強化 | 「4イノシシ管理に関するモニタリング方法」で、REST モデルに関する記載を充実。 | p. 56 |
| | 感染症 | 「1イノシシの生物学的特徴(5)疾病」に、日本紅班熱を追記。 | p. 43 |
| | 捕獲強化 | 「3捕獲区分の考え方」として、狩猟、許可(有害・個体数調整)、指定事業について記載。 | p. 51 |